主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人米田泰邦の上告趣意第一点は、判例違反をいう点は、所論引用の判例と本件とは事案を異にし、原判決の理由が不明確であることを理由に違憲をいう点は、原判決によれば、被告人の本件所為は被害者に対する攻撃意思のもとになされたものであり、また被告人の生命、身体に対する危険を避けるためやむを得ずなされたものとは解されない、として被告人の主張を排斥したものであることが明らかであるから、所論はその前提を欠き、同第二点は、法令違反、事実誤認の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四四年一〇月一五日

最高裁判所第二小法廷

介	之	浅	鹿	草	裁判長裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官